

# はこね男女共同参画推進プラン(第2次)【平成27年度～令和6年度】 中間見直し

## ○ プランの見直しにあたって

日本では経済の成熟化、国際化が進む一方で少子高齢化が加速し労働人口が減少するなど、その環境は刻一刻と変化しつつあります。これらの時代の変化に対応していくためには、性別にとらわれることなく、男女ともにその能力を発揮することのできる社会の実現が必要不可欠です。

箱根町では、男女が互いにその人権を尊重し、喜びも分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分発揮できる社会の実現を目指し、平成27年3月に「はこね男女共同参画推進プラン(第2次)」(以下、本プラン)を策定しました。

本プランでは、『社会情勢の変化等を踏まえ、施策や目標について、必要に応じて適切なものへと見直す。』としていますが、策定後も社会情勢は大きく変化し、平成27年8月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)が成立しました。

そこで箱根町では、男女共同参画基本法における本プランと、女性活躍推進法における市町村推進計画を一体のものとして本プランの見直しを行うこととしました。

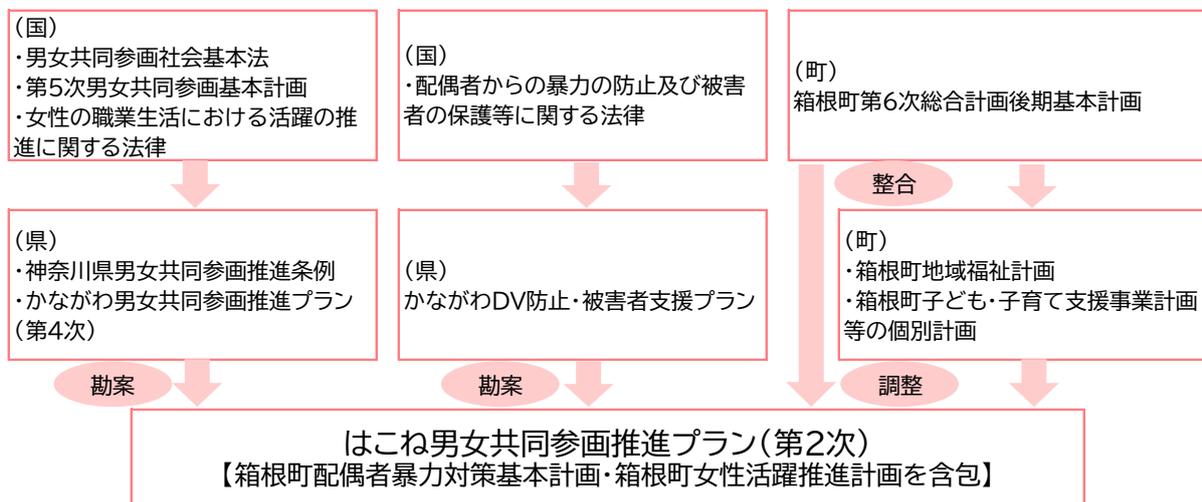
本プランの見直しにおいて、箱根町における女性活躍のための推進計画の一部としたものには「**推進計画関係**」と赤字で付記し表示しています。

### 女性活躍推進法

女性活躍推進法では、以下を基本原則として女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るとしています。

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと  
※『当然に本人の意思が尊重されるべきであり、専業主婦等、家庭生活に専念するという選択も尊重されなければならない。』と規定されている。

## ○ 計画の性格・位置付け



はこねの男女共同参画社会の実現  
 彩り豊かな自然のなかで  
 共に生き みんなが輝く町 箱根をめざして

○ 基本目標

基本目標 I	あらゆる分野における男女共同参画の促進			
基本方向1	多様な選択が可能となる意識づくりと教育・学習の推進			
推進施策	1-a	男女共同参画に関する意識啓発		
	1-b	男女平等を進める教育環境の整備		
	1-c	男女平等意識を育てる家庭教育の推進		
基本方向2	さまざまな分野での活躍の支援			
推進施策	2-a	団体における女性の登用促進		
	2-b	活力あるまちづくりを支える分野への男女の参画		
基本方向3	政策・方針決定過程への女性の参画等の促進			
推進施策	3-a	審議会等への男女共同参画の促進		
	3-b	男女共同参画の推進を担う人材育成		
基本目標 I 指標		令和元年度目標値	令和元年度実績値	令和6年度目標値
男女共同参画講演会の参加者数		60人	60人	100人
プレママ・パパ(出産育児)教室における父親参加率		45%	41.6%	45%
審議会、委員会への女性登用率		30%	20.5%	30%
一般行政職の女性管理職比率(推進計画関係)		30%	8.7%	30%
女性委員ゼロの審議会、委員会の数		7	8	7

**🌸 箱根町の特徴と意思決定の場への参画促進**

箱根町では、女性の労働力率(就業中及び求職中の女性の割合)が61%、女性の管理職的職業従事者の割合が23%と全国でも高い水準となっています。(平成27年国勢調査より)

この数字から、箱根町は女性の就業が進み、これと同時に管理職への登用も進んでいるということがうかがえます。

誰もが性別に関わりなく、安心して活躍できる社会の実現には、性別に関わらず様々な人の多様な視点が加わるが必要不可欠であり、そのためには、女性も意思決定の場に参画することが求められています。「参画」という言葉はただ単に「参加」するのではなく、方針の立案や決定などの「意思決定への参加」ということを意味します。

箱根町でも、防災や福祉などさまざまな分野で町民の方に委員を務めていただいています。箱根町で活躍する女性の意見や視点を町政に反映させるためにも、箱根町では女性委員の積極的な登用に努めています。

<b>基本目標Ⅱ</b>	女性の活躍と仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現			
基本方向1	働き方の見直しと働きやすい職場環境の推進			
推進施策	1-a	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発(推進計画関係)		
	1-b	雇用環境整備の普及啓発(推進計画関係)		
基本方向2	生涯にわたる健康づくりの支援			
推進施策	2-a	健康増進事業の推進		
	2-b	地域におけるスポーツ機会の充実		
<b>基本目標Ⅱ 指標</b>		令和元年度目標値	令和元年度実績値	令和6年度目標値
ワーク・ライフ・バランスの認知度 (推進計画関係)		女性・男性ともに30%以上	女性24.6% 男性26.9%	女性・男性ともに30%以上
職場における男女の平等感の割合 (推進計画関係)		女性・男性ともに40%以上	女性22.8% 男性30.8%	女性・男性ともに40%以上
男性職員の育児休業取得人数 (推進計画関係)		1人以上	0人	1人以上
特定健診受診率		60%	31.3%	60%
肺がん検診受診率		50%	40.7%	50%
女性活躍推進企業認定「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定の周知回数 (推進計画関係)		—	—	2回



🌸 「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定とは？

「女性活躍推進法」に基づき、女性の活躍推進に関する状況などが優良な企業を認定する制度です。基準を満たし、認定を受けた事業主は、認定マークを商品や広告に付してPRすることで、人材の確保や企業イメージの向上につながることが期待できます。



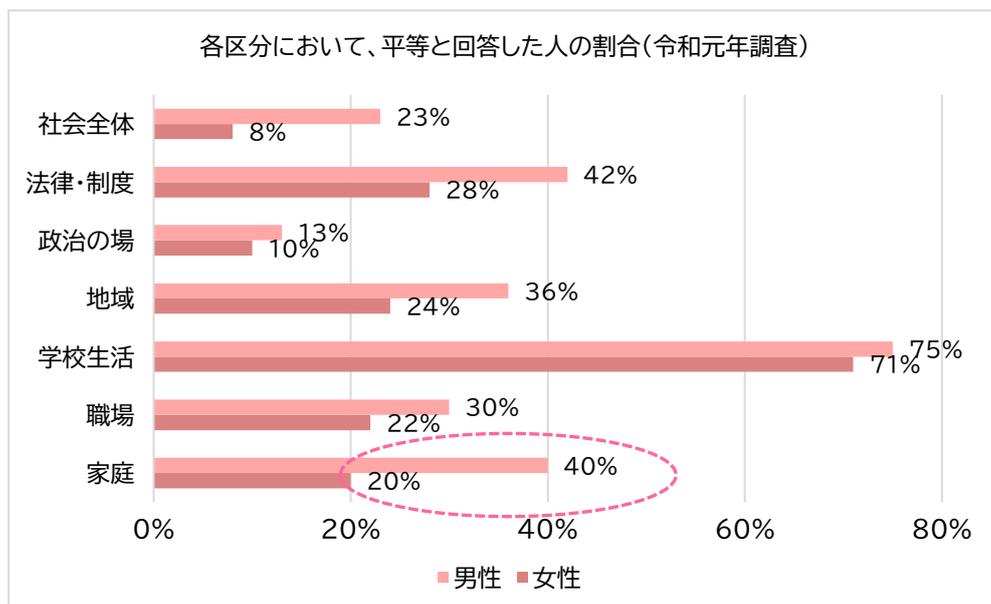
<b>基本目標Ⅲ</b>	異性に対する暴力の根絶と人権の尊重			
基本方向1	配偶者等からの暴力の防止・被害者の保護・自立支援(箱根町配偶者暴力対策基本計画)			
推進施策	1-a	暴力の防止に関する啓発・情報提供の推進		
	1-b	相談支援体制の周知と関係機関との連携強化		
基本方向2	異性に対する暴力の根絶			
推進施策	2-a	人権尊重意識の醸成		
	2-b	相談体制の充実		
<b>基本目標Ⅲ 指標</b>		令和元年度目標値	令和元年度実績値	令和6年度目標値
女性に対する暴力防止の働きかけの回数		2回	3回	3回
セクシャル・ハラスメント防止に向けた啓発活動と相談窓口の周知回数		2回	2回	2回
有害環境浄化活動(訪問活動実施回数)		1回	1回	1回
被害者にも暴力を振るわれる原因があるはずだ と思う人の割合		女性・男性ともに30%以下	女性33.3% 男性34.6%	女性・男性ともに30%以下
DV等の相談担当職員の研修受講回数		2回	2回	2回

## ○ 意識調査から見える町民意識の変化

箱根町では、本プランの数値目標の達成状況および、男女共同参画に係る意識変遷を確認するため、令和元年11月・12月に無作為に抽出した町民240名、町政モニターに登録されているモニター31名(調査時点)に意識調査を実施しました。ここでは、特に特徴的であった意識調査の結果についてご紹介します。

### ● 生活や社会の状況における男女別平等感意識

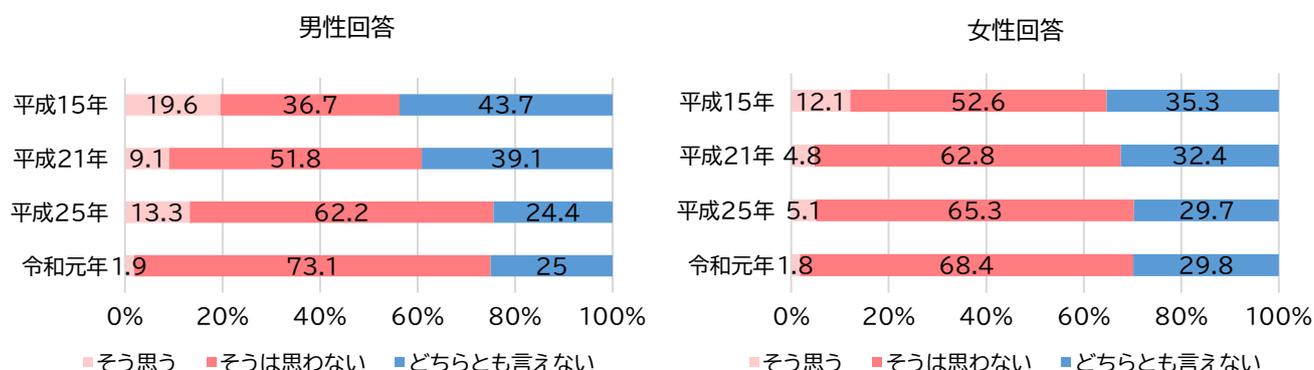
- ✓ 「学校生活」における平等感が高いが、「政治の場」における平等感はいへん低い。  
→日本の政治分野への女性の参画状況は国際的に見ても遅れており、衆議院議員を例に挙げると女性割合は約10%で、世界193か国中164位。
- ✓ 男女間で最も意識の差が大きいのは「家庭」  
→家庭において「男女平等である」と感じる男性は4割。女性はその半分にとどまる。



### ● 固定的な性別役割分担意識

問:「男は仕事、女は家庭」という考え方について、どう思うか。

- ✓ 女性、男性ともに「そう思う」が2%以下に。性別によって役割を固定すべきではないという意識は特に男性において大きく前進。



令和3年3月発行

箱根町企画観光部企画課 〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256 番地

電話 0460-85-7111(代表) FAX 0460-85-7577

<http://www.town.hakone.kanagawa.jp/>